

議案第九号

港区立地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区立地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

港区立地域包括支援センター条例（平成十七年港区条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一百五條の四十五第二項」を「第一百五條の四十六第二項」に改める。

第四条第一号中「第一百五條の四十四第一項第二号から第五号まで」を「第一百五條の四十五第一項第二号から第五号まで」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

七十二号)の施行による介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。